

環境再発第 2510161 号
令和 7 年 10 月 16 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管及び保管状況の報告について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の確実かつ適正な処理に関して、日頃より御尽力いただき、感謝申し上げます。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB特別措置法」という。）に基づき、同法第 2 条第 2 項に定める高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）について、北海道室蘭市、東京都江東区、愛知県豊田市、大阪府大阪市及び福岡県北九州市の御協力を得て、全国 5 箇所に中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）による高濃度PCB廃棄物の拠点的な広域処理施設を順次整備し、平成 16 年の北九州事業から処理を開始した。その後、処理対象量の増加等により処理に遅れが生じたこと等から、立地自治体に対して処理期限の延長や対象地域の拡大等を要請し、処理体制の見直し等を行いつつ、処理を推進してきた。さらに、JESCOによる処理事業が既に終了した北九州・大阪・豊田事業対象地域において廃屋や倉庫等からPCBを含有するコンデンサーや安定器等が発見されたことから、これらを室蘭市及び北海道の御了解の下、JESCO北海道PCB処理事業所において処理してきた。このように、これまで立地自治体の多大なる御協力を得て進めてきたJESCOによる高濃度PCB廃棄物の処理事業は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和 6 年 8 月 30 日閣議決定）」に示す事業終了準備期間のとおり令和 8 年 3 月末までに終了する。同期間内に確実に処理事業を終了すべく、保管事業者からJESCOへの高濃度PCB廃棄物の登録は令和 7 年 10 月 15 日をもって終了した。

このJESCOへの登録期限以降、新たに存在が発覚した高濃度PCB廃棄物は、新たな処理体制において適正に処理されるまで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 12 条の 2 第 2 項の特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上の支障が生じないように適正に保管する必要がある。このため、今般、保管事業者に対して必要となる指導及び追加の情報収集等についてとりまとめたので通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 高濃度PCB廃棄物の保管に係る指導及び情報の整理等について

高濃度PCB廃棄物の保管については、(1)のとおり引き続き関係法令に基づく適正な保管及び届出に係る指導を徹底するとともに、(2)のとおり追加的な情報の整理等に協力をお願いする。

(1) 指導について

- 高濃度PCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、見やすい場所に掲示板を設けるとともに、保管の場所からPCB廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように措置を講じた上で、保管することとされている。特にその紛失を防止する観点から、保管場所におけるPCB廃棄物であることを表示した掲示板の設置を徹底されたい。また、安定器等及び汚染物については、金属製のドラム缶又はペール缶に格納の上で保管するよう指導されたい。
- 高濃度PCB廃棄物の適正な保管方法及び保管事業者からの保管状況の調査票等による報告について、別添1のとおり注意事項や写真の撮影方法等を整理したので参考にされたい。
- 保管事業者に対しては、PCB特別措置法第8条第1項の届出を確実に行うよう指導されたい。高濃度PCB廃棄物の保管に係る情報が変更になる場合には、変更前に関係する都道府県または政令市に連絡するよう指導されたい。
- 各都道府県及び政令市は、保管の状況が特別管理産業廃棄物保管基準や当該届出の内容に沿ったものであることを、保管場所を訪問する等により継続的に確認されたい。

(2) 情報の整理等について

- 存在が新たに発覚した高濃度PCB廃棄物については、保管事業者等の協力を得て調査票等(別添2~4)により詳細な情報を整理の上、速やかに管轄の地方環境事務所資源循環課への提出をお願いしたい。
- なお、調査票等の記載内容については、環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室及び各地方環境事務所資源循環課において、保管物に係る保管状況の把握に活用する予定である。

添付資料

別添1 PCB廃棄物の適正な保管のための手順

別添2 保管者情報の収集様式例

別添3 別添2に付属する調査票①(1台当たり3kg以上のトランス・コンデンサー用)

別添4 別添2に付属する調査票②(安定器等・汚染物用)

※別添2~4に関しては、今回の郵送において添付を省略しております。
市ホームページに掲載しておりますので、そちらを御覧ください。

<市ホームページのURL等>

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013630.html>



PCB廃棄物適正保管手順書

適正保管

廃棄物処理法
施行規則8条の13

保管場所は、高温を避け、雨水が当たらない場所とし、その周囲に囲いを設ける。



保管場所表示の例

特別管理産業廃棄物
PCB廃棄物保管場所
関係者以外立入禁止

廃棄物の種類 : 異PCB等

管理責任者 : ○○課長 ○○太郎

連絡先 : ○○-1234

適正保管の例



変圧器

コンデンサー類

安定器類・その他の汚染物

PCBが飛散・流出・地下浸透しないように、機器類を銅製容器、オイルパンやドラム缶などに収納



銅製容器への収納例



オイルパンへの収納例



安定器類



PCB検体・スボイド・ウエス等

PCB廃棄物の取り扱い注意事項

1. 「適正温度管理」

夏場は「高温」とならぬよう、「直射日光」を避け、「出入口や窓側」には保管しないこと。

2. 「ブッシング部」の取り扱い

「ブッシング部」は、接触強度が弱く破損しやすいため、必ず「吊り受け」を持ち、移動させること。

3. 「にじみ・漏れ発生時」の対処

「一般金属用補修材」による適正補修（厚生労働省安全衛生対策要綱参照）

4. 「保管場所の定期点検」の実施

事故未然防止のため「特別管理産業廃棄物管理責任者」による監督の下で定期的な点検を実施する。

1. 「適正温度管理」 「高温」により本体から「PCB液」が漏れだす可能性があるため（容器も処理対象）



2. 「ブッシング部」の取り扱い 「ブッシング部」より漏れ・にじみが発生するため接触不可



3. 「にじみ・漏れ発生時」の対処



4. 「保管場所の定期点検」の実施 「腐食防止・揮発防止」などの処置確認



適正保管に必要な写真

1. 保管場所

2. 変圧器・コンデンサー類 重量計測

「銘板」または「実測」写真

「重量を実測」した場合実測写真が必要
補修した場合は補修箇所の写真

3. コンデンサー寸法計測

「実測」(1)～(4)の長さ

4. 安定器（その他の汚染物）類

「実測」①～③いずれかの写真

- ①容器ごと実測（蓋や中身がわかる写真）
- ②同じ種類の1台を実測 ③複数台を実測

【外径30～63cm、高さ35～91cmの範囲でできる金属製のオープンヘッドドラム缶又はペール缶】

ドラム缶（UN規格）



ペール缶（UN規格）



1. 保管場所

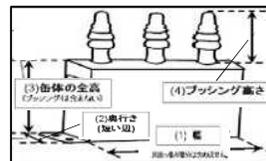


2. 変圧器・コンデンサー類

【銘板写真】



3. コンデンサー寸法計測



【実測写真】

※重量を「銘板」ではなく「実測」した場合は、実測写真が必要です。



4. 安定器（その他の汚染物）類

重量を証明する写真（実測方法の種類①～③）

①容器ごと実測	②同じ種類の1台を実測	③複数台を実測
容器ごと実測可能な場合	種類分けができていない場合	種類分けが困難な場合
①～③のいずれかの方法で、重量が確認できるように撮影してください。		
< 総重量 >		
目録の重量	1台の重量×台数の合計重量 +容器重量	複数台実測の合計重量 +容器重量